

同意事項

依頼者は、館林フィルムコミッション（以下「当F C」という。）にロケーション支援（以下「ロケ支援」という。）を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1 依頼者の一般的義務

- ・ 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動（以下「撮影等」という。）を実施するものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等において、法令等を遵守するものとします。当F Cは、依頼者が法令遵守をしていないと判断した場合に、ロケ支援を中止することがあります。
- ・ 依頼者は、当F Cの求めにより、当F Cがロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。係る必要な協力又は作業が行われない場合には、当F Cは、ロケ支援を実行しないことがあります。
- ・ 依頼者は、当F Cとの連絡にあたる現場責任者を明確にし、変更があった場合には直ちに通知するものとします。

2 事故等の防止

- ・ 依頼者は、事故を防止するための最善の注意をし、必要な措置を取るものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置を取るものとします。
- ・ 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと当F Cが判断したときは、依頼者は、当F Cの指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- ・ 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、当F Cに対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

3 保険

- ・ 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- ・ 依頼者は、当F Cが群馬県内の地域フィルムコミッションに協力を求めて紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者（以下「参加者等」という。）を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。
- ・ 依頼者は、当F Cの求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損

害保険に加入したことを証明する書面を当 F C に提出するものとします。

4 地域住民の合意形成、現地における調整等

・依頼者は、撮影等について、地域住民の合意形成がなされるような必要な最善の措置を取るよう努めるものとします。当 F C は、係る合意形成のための措置に関して、依頼者に助言を行うことがあり、依頼者は係る助言に基づき必要な措置を取るよう努めるものとします。

・依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である施設等の所有者又は管理者等から必要な許諾を事前に得るものとします。

・依頼者は、撮影等を行うにあたり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の地域住民等の迷惑となる行為を行なう必要がある場合は、事前に説明会を開催する等、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置を取るものとします。

・依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。

・依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。

・依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、管理者等の承諾を事前に得なければならないものとします。

5 第三者との関係

・依頼者は、当 F C が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及び撮影スケジュールの管理を依頼者の責任で行うものとします。

・依頼者は、当 F C が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、係る契約を遵守するものとします。依頼者が係る関係者等との間でトラブル・紛争が発生した場合でも、当 F C は一切の責任を負わないものとします。

6 計画

・依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報及び資料を、事前に当 F C に提出するものとします。

・依頼者は、提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当 F C に通知するものとします。

7 原状回復等

- ・依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- ・依頼者は、撮影等が終了した後速やかに当F Cに撮影等の終了を報告するものとします。

8 ロケ支援の実行

- ・当F Cは、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- ・具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と当F Cは必要な事項について誠実に協議するものとします。

9 損害賠償

- ・依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、係る損害を法に従って賠償するとともに、申請者の費用と責任で係る第三者に適切に対処し、当F Cに対していかなる請求等をしないものとします。
- ・依頼者によって当F Cに損害が生じた場合、依頼者は、当F Cに係る損害を賠償するものとします。

10 免責

- ・当F Cは、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- ・依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当F Cは、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- ・依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当F Cは、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- ・当F Cは、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことがあります。当F Cは、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。
- ・依頼者が、当F Cのロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当F Cの要請に応じない場合には、当F Cは、当F Cがロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- ・当F Cは、当F Cが依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

1 1 広報

- ・当 F C が撮影現場を撮影（出演者が映り込まないものに限る）し、作品の情報公開解禁後に館林市及び当 F C の広報媒体、イベント等に使用することを認めるものとします。
- ・館林市及び当 F C の広報媒体、イベント等に使用するため、作品の情報、スチール写真、撮影美術品、ポスター、サイン、その他グッズ等を可能な限り提供するものとします。
- ・作品に「館林フィルムコミッション」のクレジットを入れるものとします。

以上